

1 添付書類について**(1) 代表者の破産者でないことを証する書類（第1号様式）**

- ・代表者の本籍地の市町村で発行する「身分証明書」です。

(2) 条例第9条第1項第4号に該当しない旨を誓約する書類

- ・誓約書に住所、氏名、生年月日を記入してください。
(別紙「海老名市下水道条例の抜粋」を参照)

(3) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（第1号様式）

- ・登記事項証明書・・・法務局が発行する「履歴事項全部証明書」です。
- ・定款には、公証人の認証が押印してあることを確認してください。
但し、認証が無い場合は、定款の写しに、定款の原本に相違ない旨の記載、記載年月日、代表者の印を押印してください。

(4) 代表者の住民票（第1号様式）

- ・住民票の写し ※コピー不可
- ・在留カード又は特別永住者証明書の写し
- ・責任技術者新規・更新申請書に住民票を添付している場合は、不要です。

(5) 代表者の経歴書（第2号様式）

- ・学 歴・・・最終学歴を記入。
- ・職 歴・・・勤務内容をさかのぼれるだけ記入してください。
- ・主な工事経歴・・・下水道工事を記入。できれば、全ての欄を埋めてください。

(6) 責任技術者名簿（第3号様式）及び責任技術者証の写し

- ・新規で責任技術者を登録する場合には、その方の雇用関係を証する書類（健康保険証の写し、社員証、在職証明書のいずれか一つ）を添付してください。
※在職証明書は、各営業所の様式（任意）ですが、代表者印を押印してください。

(7) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（第4号様式）

- ・平面図・・・机やパソコンなどの配置、部屋の縦横の長さも入れてください。
- ・写 真・・・看板の入った建物の写真、事務所内を写した写真（机等の配置が分かるもの）、自動車の写真（会社名等が入っていれば、その箇所を入れる）、設備・機材の写真を、各2～3枚程度
- ・付近見取り図・・・最寄りの鉄道の駅から主な目標（公共施設、バス停等）を入れて、分かり易く記入してください。また、別途、付近の住宅地図をA4又はA3判で必ず添付してください。

(8) 設備・器材所有調書（第5号様式）

- ・所有する設備・機材をすべて記入
- ・借家・借地については、それぞれの賃貸契約書等の写しを添付してください。

(9) 指定工事店証の写し（第1号様式）

- ・当市の指定工事店証の写し（更新の場合）
- ・他市町村の指定工事店証の写し（2～3枚程度）（新規の場合）

2 新規・更新手数料

- ・新規手数料 10,000円
- ・更新手数料 5,000円

3 指定工事店証交付時期

- ・新規の場合、指定工事店証と納付書の準備ができましたら、ご連絡させていただきます。
- ・更新の場合、指定工事店証と納付書の準備ができましたら、ホームページで公開させていただきます。

(海老名市>暮らしのガイド>住まい・まちづくり・下水道>下水道ページ内 下水道)

※トップページ内検索画面に 1003440 と入力すると上記ページが表示されます。

手 順：納付書のお渡し（窓口）→納付（銀行）→領収書確認後、指定工事店証のお渡し

※指定工事店証と納付書の郵送は行っておりません。

4 異動届書を提出する場合（第9号様式）

- ・指定工事店の代表者、責任技術者、住所表示、電話番号などに変更がある場合、指定工事店異動届と指定工事店異動届記載の添付資料をご提出ください。

また、代表者変更の場合は（2）誓約書も併せてご提出ください。

5 更新しない場合（第10号様式）

- ・「指定工事店指定辞退（休止・再開）届書」に指定工事店証の写しを添付してください。

6 申請書及び記入の仕方について

- ・申請書及び記入例につきましては、市ホームページをご覧ください。

(海老名市>暮らしのガイド>住まい・まちづくり・下水道>下水道>下水道課 申請・届出書類ページ内 下水道指定工事店>4 記入例（指定工事店）)

※トップページ内検索画面に 1003449 と入力すると上記ページが表示されます。

7 その他

- ・証明書類は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。
- ・申請書の様式は、必ず当市指定の様式を使用してください。

《海老名市下水道条例の抜粋》

(指定の要件)

第9条第1項 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店として指定する。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 第14条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ウ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- エ 精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- カ 海老名市暴力団排除条例(平成22年条例第43号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であると認められた者